

「31スタジオ」動画上映に関する運用基準

1 目的

この運用基準は、情報コーナー「31スタジオ」での動画上映に関し、にぎわいの森や市のPR、市内への回遊、生業・定住につながる情報などを提供することで、いなべのまちづくりに寄与する情報発信を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置基準

31スタジオで上映する動画については最大10枠とし、次の範囲のものとする。

- (1)市内を拠点とする活動団体、作家等の個人、店舗など（以下「団体等」という。）で、いなべの魅力、団体等の活動紹介やイベントなどを題材にしたもの。
- (2)市の取り組みやイベント案内、PR動画など。

3 設置できないもの

設置基準に該当する場合であっても、次の各号に掲げるものを不可とする。

- (1)単に営利を目的とするなど、運用の目的に合わないもの。
- (2)政治的なもの。宗教的なもの。
- (3)人権侵害、法令又は公序良俗に反するもの。
- (4)問い合わせ先（担当者）が不明瞭のもの。
- (5)上映期間が合わないもの。

4 設置方法

- (1)上映希望者は、データを持参のうえ、一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ窓口で事前申込を行う。
- (2)上映料は無料とする。
- (3)上映時間は、1団体等あたり原則5分程度とする。
- (4)動画データの形式はmp4形式とし、上映終了後は市のデータベースより削除する。
- (5)予約は申込月より3ヶ月先まで可能とする。
- (6)設置期間はイベント開催までの期間等考慮し、1週間または2週間とする。
- (7)設置は、ひと月あたり1団体等1枠までとし、次回予約は翌月以降可とする。また、一度上映した内容の動画の再上映も可とする。